

6 宇監第 26 号
令和 6 年 8 月 20 日

宇美町長 安 川 茂 伸 殿

宇美町監査委員 平 島 忠 雄

宇美町監査委員 安 川 禎 幸



令和 5 年度宇美町流域関連公共下水道事業会計決算の審査意見
について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 2 項及び宇美町監査基準（令和 2 年告示第 1 号）第 15 条の規定により審査に付された令和 5 年度宇美町流域関連公共下水道事業会計決算を審査したので、別紙のとおり意見書を提出する。

令和5年度 宇美町流域関連公共下水道事業会計決算審査意見書

1. 審査の対象

令和5年度 宇美町流域関連公共下水道事業会計決算

2. 審査の時期

令和6年7月11日、8月8日（2日間）

3. 審査の着眼点

決算書が関係法令に準拠して作成され、計数に誤りはないか、予算執行及び財政運営は適正に行われているか等を審査した。

4. 審査の実施内容

宇美町監査基準の規定に基づき、町長から送付された決算書と審査資料との照合点検を行うとともに、関係職員からの聴取、決算値の推移、多々良川流域6町との比較などを行い、審査を実施した。

5. 審査の結果

令和5年度の宇美町流域関連公共下水道事業会計決算報告書、財務諸表、事業報告書及び附属明細書について審査した結果、関係法令に準拠して作成されており、当事業の当年度の経営成績及び当年度末現在の財政状態を適正に表示しているものと認められた。

6. 決算の概要

(1) 総括

令和5年度宇美町流域関連公共下水道事業会計の決算額は次のとおりである。

収益的収支		(消費税及び地方消費税込)	(消費税及び地方消費税抜)
下水道事業収益	A	9億3,571万852円	8億9,022万7,680円
下水道事業費用	B	8億4,378万320円	8億705万9,531円
収支差引(A-B)	C	9,193万532円	8,316万8,149円
資本的収支		(消費税及び地方消費税込)	
資本的収入	A	5億7,716万5,600円	
資本的支出	B	9億2,974万1,109円	
収支差引(A-B)	C	△3億5,257万5,509円	

前年度との比較では収益的収入 1,069 万 7,587 円 (1.1%) 減、収益的支出 1,313 万 7,526 円 (1.5%) 減、資本的収入 8,730 万 3,000 円 (17.8%) 増、資本的支出 1 億 1,706 万 3,303 円 (14.4%) 増となっている。

純利益は 8,316 万 8,149 円、これに令和 4 年度からの繰越利益剰余金 2 億 1,516 万 2,496 円を加えた当年度未処分利益剰余金は 2 億 9,833 万 645 円となり、令和 6 年度に繰り越す計画となっている。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 3 億 5,257 万 5,509 円は、建設改良積立金 5,479 万 5,509 円、現年度分損益勘定留保資金 1 億 9,780 万円、繰越利益剰余金 9,120 万円、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 8 万円及び現年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 870 万円で補填されている。

(2) 歳入の状況

【収益的収入】

収益的収入の増減の内訳は、営業収益が前年度比 131 万 8,960 円 (0.2%) 増の 7 億 3,730 万 6,590 円、営業外収益が前年度比 1,201 万 6,547 円 (5.7%) 減の 1 億 9,840 万 4,262 円、特別利益は 0 円で増減なしとなった。

営業収益の増収は、人件費や企業債利息等に対する一般会計からの負担金である他会計負担金の増が主なもので、営業外収益の減収は、過年度分多々良川流域下水道維持管理負担金の返還金を含む雑収益の減が主なものである。

【資本的収入】

資本的収入が増額となった主な要因は、企業債、社会資本整備総合交付金などの国庫補助金及び下水道事業受益者負担金の増によるものである。

(3) 歳出の状況

【収益的支出】

収益的支出の増減の内訳は、営業費用が前年度比 770 万 2,868 円 (1.0%) 増の 7 億 5,142 万 2,233 円、営業外費用は 2,084 万 394 円 (18.4%) 減の 9,235 万 8,087 円であった。

営業費用が増額となった主な要因は、管渠費の工事請負費、総係費の下水道事業

受益者負担金前納報奨金、減価償却費などが挙げられる。

営業外費用が減額となった主な要因は、企業債利息及び令和 5 年度事業の消費税等納付額である消費税及び地方消費税の減によるものである。

【資本的支出】

資本的支出が増額となった主な要因は、建設改良費の測量設計委託料（繰越）、下水道築造工事、流域下水道建設負担金の増によるものである。

7. 審査の意見

令和 5 年度の整備実績は、第 31 期 3.5ha が供用開始され、処理区域面積は全体で 705.8ha となり、下水道普及率は 92.8%となっている。また、全体計画に対する整備面積率は 69.0%となった。

下水道使用料収入は、令和 4 年度と比べ 9 万 6,860 円の増収となったが、今後の見通しとしては、上水道使用料と同様、将来の人口減少やトイレ機器等の節水化などにより、使用量の増加は見込めないため、くみ取りトイレが多い地域等、下水道整備に対する期待が大きい地域の整備工事を進めるとともに、処理区域内で水洗トイレを設置していない家庭に対し、水洗化への働きかけを積極的に行っていただきたい。

多々良川流域下水道事業に対する汚水処理費の負担金単価は、令和 5 年度も引き続き 100 円/m³であったため、本町の下水道事業会計は黒字決算が継続しているが、多々良川浄化センターの運営委託料が増加しており、今後も負担金の見直しについて協議が継続されると思われる。負担金の値上げは、本町の下水道事業会計にも大きな負担となるため、流域下水道の決算状況を十分に分析し、適正な設定となるよう引き続き協議を行っていただきたい。

また、下水道事業の成果を判断する上では、業績の数字だけではなく公衆衛生環境の向上にいかに関与するかが重要であり、本町の下水道計画区域は、居住区域のほぼ全域を整備する計画となっていることは大変評価できる。同時に、持続可能で効率的な事業運営を行うためには、ストックマネジメントを実践できる専門知識を持った職員が必要である。今後は、積極的に研修に参加するなど職員の育成にも注力してほしい。